

2021年12月24日

各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
会社名 株式会社モブキャストホールディングス
代表者名 代表取締役CEO 藪 考 樹
(コード番号: 3664 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO管理本部長 岡 田 晋
(TEL.03 - 5414 - 6830)

当社子会社のストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社子会社の株式会社ゆとりの空間（東京都目黒区、代表取締役 栗原心平、以下、「ゆとりの空間社」という。）は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社及び同社の取締役に対し、ストック・オプションとしてゆとりの空間社の普通株式（非上場）を目的とする新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行をすることを本日開催の同社株主総会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

ゆとりの空間の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気をより高める事を目的として、当社及び同社の取締役に対して発行するものであります。

2. 今後の見通し

本新株予約権による2021年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。また、今後開示すべき事項が発生しましたら、速やかにお知らせいたします。

以上

株式会社ゆとりの空間
第2回募集新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

3,300 個

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は3,300株とする（なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株とする。）。

なお、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 発行する新株予約権の総数

3,300 個

なお、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個当たり750円（新株予約権の目的である株式1株当たり750円）とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社の普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、行使時点での当社の直前決算期における簿価純資産価額（但し土地は時価評価）とす

る。

なお、割当日以後で当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、これにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株（新株予約権の行使による新株を発行する場合は除く）を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、これにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後

$$\begin{aligned} \text{行使価額} &= \frac{\text{調整前} \\ \text{行使価額} \times \\ \text{株式数} + \\ \text{株式数} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{aligned}$$

新規発行前の株価

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年1月4日から2026年12月30日まで

7. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、株式会社モブキャストホールディングスの代表取締役CEOが認めた場合で、かつ、以下①乃至④のいずれか一つ以上に該当する場合に限り行使することが出来る。

- ① 当社の主幹事証券会社が行使を要請したとき。
- ② 当社の主幹事証券会社による上場審査が開始されたとき。
- ③ 当社の2022年12月期が営業黒字であるとき。
- ④ 株式会社モブキャストホールディングスの取締役会が行使を承認したとき。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

11. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記8. に準じるものとする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記 9. に準じて決定する。

⑩ 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

本項に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

2021年12月27日

13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2021年12月27日

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使による発生する端数の切捨て

本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

株式会社モブキャストホールディングス	3,000 個
当社取締役	300 個

以上